規定にいう協定及び関連する計画に掲げられるべき決定事項に予断を与えるものではない旨を記入する。

6.5　第5.3項又は第5.4項の規定に定める調整手続が適用されていない、又は適用が成功していないと無線通信局が認めた場合には、通告は、返送の理由及び問題の満足な解決のために無線通信局が与えることができる提案とともに、直ちに航空便で通告主管庁に返送されなければならない。

6.6　通告主管庁が通告を再提出し、かつ、調整に成功していないことを表明した場合には、無線通信局は、第5.5項の規定に関して通告を審査する。

6.7　通告主管庁が通告を再提出し、かつ、影響を受けるおそれがある業務を有する全ての主管庁との間で調整手続が満足に完了していると無線通信局が認めたときは、周波数割当ては、第6.4項の規定に定めるところに従って処理される。

6.8　無線通信局が第5.5項の規定に関して可とする判定に達した場合には、周波数割当ては、登録原簿に記録されなければならない。第2.1項又は第3.2.1項の規定に定める調整手続が満足に完了しなかったことについては、場合に応じて無線通信局の判定を表す該当の記号で表示する。この場合には、無線通信局が通告を受領した日を登録原簿の2dの欄に記入し、第6.4項の規定に定める備考を付ける。

6.9　無線通信局が、第5.5項の規定に関して不可とする判定に達したときは、通告は、無線通信局の判定の理由及び問題の満足な解決のために無線通信局が与えることができる提案とともに、直ちに航空便で通告主管庁に返送されなければならない。

6.10　主管庁が通告の再審査を主張してこれを変更しないで再提出した場合において第5.5項の規定に基づく無線通信局の不可とする判定がなお変わらないときは、周波数割当ては、登録原簿に記録されなければならない。ただし、この登録は、通告主管庁が無線通信局にその周波数割当てが少なくとも４か月間有害な混信に対する異議の申立てを受けることなく使用されていることを通知したときに限って行われなければならない。この場合には、無線通信局が通告を受領した日を登録原簿の2dの欄に記入し、第6.4項の規定に定める備考を付ける。周波数割当てが場合に応じて第5.3項、第5.4項又は第5.5項の規定に適合していないことを示すために、適当な備考を13の欄に記入する。当該主管庁が当該局の運用に関して運用の開始から１年間有害な混信に対する異議の申立てを受けなかった場合には、無線通信局は、その判定を見直す。

6.11　この決議の第5.2項、第5.3項、第5.4項及び第5.5項の規定に関して可とする判定を受けて登録原簿に記録されている周波数割当てを有する放送衛星業務の宇宙局の受信が、この決議の第6.10項又は無線通信規則（1990年版、1994年改正）の第1544号若しくは第11.41号の規定に従ってその後に登録原簿に記録された宇宙局の周波数割当ての使用によって実際に有害な混信を受けた場合には、後者の周波数割当てを使用している局は、その旨の通知を受けたときは、直ちにこの有害な混信を除去しなければならない。

6.12　無線通信規則（1990年版、1994年改正）の第1503号から第1512号まで又は第11.31号から第11.34号までの規定に関して可とする判定を受けて登録原簿に記録された周波数割当てを使用する宇宙無線通信の受信が、この決議の第6.10項の規定に従ってその後に登録原簿に記録された放送衛星業務の宇宙局の周波数割当ての使用によって実際に有害な混信を受けた場合には、後者の周波数割当てを使用している局は、その旨の通知を受けたときは、直ちにこの有害な混信を除去しなければならない。

6.13　無線通信規則（1990年版、1994年改正）の第1240号又は第11.31号の規定に関して可とする判定を受けて登録原簿に記録された周波数割当てを使用する地上局の受信が、この決議の第6.10項の規定に従ってその後に登録原簿に記録された放送衛星業務の宇宙局の周波数割当ての使用によって実際に有害な混信を受けた場合には、後者の周波数割当てを使用している局は、その旨の通知を受けたときは、直ちにこの有害な混信を除去しなければならない。

6.14　この決議の第5.2項の規定に適合する周波数割当てを有する局の受信が、無線通信規則（1990年版、1994年改正）の第1240号、第1352号若しくは第1503号又は第11.31号の規定に適合していない周波数割当ての使用によって実際に有害な混信を受けた場合には、後者の周波数割当てを使用している局は、その旨の通知を受けたときは、直ちにこの有害な混信を除去しなければならない。

[3]　この決議における周波数割当てという表現は、新たな周波数割当て又は既に国際周波数登録原簿（以下「登録原簿」という。）に記録されている割当てについての変更のいずれかをいうものと解釈される。

改　　決議第34（WRC-15、改）　第三地域の12.5-12.75GHzの周波数帯における放送衛星業務の創設並びにこの業務と第一地域、第二地域及び第三地域の宇宙業務及び地上業務との共用

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

世界無線通信主管庁会議（1979年ジュネーブ）は、12.5-12.75GHzの周波数帯を第三地域の放送衛星業務に共同受信のために分配したこと。

以下を認め、

理事会は、決議第507（WRC-15、改）の規定に基づき、将来の権限のある無線通信会議に対して第三地域の12.5-12.75GHzの周波数帯における放送衛星業務のための計画を作成する権能を与えることを希望するであろうこと。

以下を決議する。

1　第三地域の12.5-12.75GHzの周波数帯における放送衛星業務のための計画が作成される時までは、決議第33（WRC-15、改）又は第９条（決議第33（WRC-15、改）参照）の第A節及び第B節の規定が、第三地域の放送衛星業務の局と以下に掲げる局との間の調整に引き続き適切に適用されること。

a)　第一地域、第二地域及び第三地域の放送衛星業務及び固定衛星業務の宇宙局

b)　第一地域、第二地域及び第三地域の地上局

2　ITU-Rは、第三地域の放送衛星業務の局と以下に掲げる局との共用のための適当な技術的規定を緊急に研究すること。

a)　第一地域及び第二地域の放送衛星業務及び固定衛星業務の宇宙局

b)　第一地域及び第二地域の地上局

3　決議第703（WRC-07、改）の規定に基づき、技術的規定がITU-Rによって作成され、関係主管庁によって承認される時までは、第三地域の放送衛星業務の宇宙局と第一地域、第二地域及び第三地域の地上業務との共用は、必要に応じて以下の基準によること。

a)　第三地域の放送衛星業務の宇宙局からの発射によって生ずる地表面での電力束密度は、全ての条件及び変調方法について付録第30号の第５附属書に示す制限値を超えてはならない。

b)　上記の決議事項３　a)に加えて、第21条（表21-4）の規定が第5.494号及び第5.496号に掲げる国に適用される。

c)　上記の決議事項３　a)及びb)に示す制限値は、主管庁の同意があることを条件として、いずれかの国の領域において超えることができる。

追　　決議第40（WRC-15）　短期間で異なる軌道位置における静止衛星通信網の運用開始を行うための一基の宇宙局の利用

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　短期間で異なる軌道位置における静止衛星通信網の運用開始を行うために同一の宇宙局を使用することは、スペクトル／軌道資源の非効率的な利用につながる可能性があること。